

「会社法施行規則案」等に関する
意見書

2005年12月22日

日本弁護士連合会

はじめに

会社法（平成十七年法律第八十六号。以下「法」という。）の委任に基づく事項、その他会社法の施行に必要な事項を定める会社法施行規則案等9つの法務省令案（以下「法務省令案」と総称する。）に対して、当連合会は下記の通り意見を述べる。

記

法の委任事項は多岐に亘りかつその委任項目数も多く、そもそも法が採用したこの立法のあり方に疑問なしとしないところであるが、この点はさておくとして、法の委任の範囲を超えていると考えられる部分が見受けられ、さらに各法務省令案には精神規定あるいは訓示規定と見られるべき規定が多数混在しており、あたかも法律案のごとき内容となっている。

法務省令は法律の授権の範囲内でのみ規定しうるのであって、その範囲を逸脱する場合には憲法第41条に反する疑いがある。

もっとも、法律に欠缺がある場合、ある程度法務省令案がこれを補完することを否定するものではなく、法にもこうした補完を要する点がいくつか存在することは否定できない。法務省令案が、コーポレート・ガバナンスに関して法において欠落あるいは後退していると考えられる部分を補完するために努力している点などは積極的に評価できるものである。しかし、これにも限度があるのであり、法律の授権の範囲を超えるものについては再考すべきであると考え

る。このような意味では、精神規定や訓示規定は、その内容及び必要性に疑問があるばかりか、他の効力規定と混在することにより、解釈上の疑義を生ぜしめ、実務をいたずらに混乱させることになるので、基本的に削除すべきものと考え

る。また、文章全般に関しても、きわめて解りにくいものになっている。例えば、規定方式については、括弧書きを多用する、否定形（特に二重否定）を多用する、例外を規定して原則を列挙することなくその他全てといった方法をとる、など一読して理解困難な方式が多用されている。またそこで採用されている概念についても、法には存在しない新しい概念を導入する、他の業法の概念を安易に導入するなど、法の授権の範囲を逸脱しているのではないかとの疑いを生ずるものも存在し、法務省令案のみ読んだのでは理解が困難なものが多い。また規定が抽象的にすぎ、一読してイメージすらつかめない規定も多数存在する。新しい会社法の利用者である国民にとり、より平易で解りやすく、使い勝手の良い規定にするべきであると考え

以下、具体的な意見を述べる。

法務省令案について

1 体系的な整理のあり方について

[意見]

会社法関係の法務省令案の制定、公布に際しては、個別省令を多数を制定するのではなく、できる限り会社法施行規則の中に個別省令を取り込み、省令の数を少なく、出来れば一つの省令に纏めるべきである。

[理由]

- 1 公表された会社法関係の法務省令案については、一つの法務省令において規定すると、相当長大な省令になることが予想されること、規定間の分量のバランスを崩し、かえって読みづらくなることから、会社関係者の利便性を損なうことを危惧し、9本の省令案に区分して公表されている。
- 2 しかしながら、会社法施行規則案を見て、当該省令には、単に「別に省令で定めるところによる」とだけ記載され、更に個別省令を見るというのは時間を要し、更に、該当する個別省令が複数にまたがる場合（例えば、株主総会等に関する省令案と株式会社の監査に関する省令案の双方を見る必要がある場合）等では、省令を見落とすことにもなり兼ねない。
- 3 本来、省令は法律から技術的事項、細目的事項について委任を受けて制定するものであるから、その内容が詳細なものか、簡易なものか差異が生じるのはやむを得ないのであり、また、利用者の利便性は目次の充実等により図るべきであろう。

現行商法施行規則は、複数の省令を整理し一覧性を確保し、利用者の利便に貢献しているのであるから、これを同様、一覧性を重視した構成にすべきである。

2 パブリックコメントのあり方について

[意見]

法務省は、他の官庁と同様に、提出された意見について、採用、反映の有無、その理由等の検討結果を公表すべきである。

[理由]

- 1 今般のパブリックコメントは、概要が公表されただけで、法律とは異なり省令案の内容の補足説明もないため、意見を提出する側からすれば、意見の内容が誤解に基づくものなのか否かということも明らかではない。
- 2 法務省のホームページでは、意見募集に際し「なお、頂きました御意見については、法務省民事局において取りまとめの上、今後の検討に当たり参考にさせていただきますが、提出された方の氏名（法人その他の団体においては、

名称) 御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。」との記載があるが、直接の回答までは求めないとしても、提出された意見がどのように扱われたのかについては、採用されなかった場合には、その理由を含めて開示すべきである。

法務省令案のうち、計算に関する規定について

法務省令案のうち、「株式会社の計算に関する法務省令案」(全体)、「株式会社の組織再編に関する法務省令案」(第3条から第51条)、「株式会社の特別清算に関する法務省令案」(全体)については、主として以下の点につき留意すべきである。

1 記載の平易性について

法務省令案の全体にも共通するが、とくに計算に関する規定では、規定が全体に判りにくく、一般国民においてその利便性の見地より、更に平易で判りやすい表現が求められる。

例えば、会社法施行規則案第88条での「総資産の額」の定義にかかる規定においても、第88条第1号から第8号に掲げる額の合計額から第9号に掲げる額を減じた額をもって株式会社の総資産額とすると規定する。しかし、ここは「最終事業年度の末日において資産の部に計上した額」に「最終事業年度の末日後に吸収合併、吸収分割による他の会社の事業に係る権利義務の承継又は他の会社(外国会社を含む。)の事業の全部の譲受けをしたときは、これらの行為により承継した資産の額」を加えた額と記載すれば、より平易かつ判りやすいものとなるのではないだろうか。同じことは、組織再編行為に関する法務省令案における第60条での「総資産の額」の定義に関する規定でも妥当する。

2 法務省令への委任事項の範囲逸脱の可能性

これも法務省令案の全体にも共通するが、とくに計算に関する規定では、法から法務省令へ委任された授權事項を超えて法務省令で規定を試みていると思われる部分が散見される。法律で授權された範囲を超えて法務省令を制定できないことは自明であり、委任事項を超えて省令において規定がなされることの無いよう再度の検証を願いたい。

例えば、株式会社の計算に関する法務省令案第10条、第12条(資本金額、資本増加額)については、法第445条第1項は「払込み又は給付をした財産の額」を資本金の額と規定し、同条2項はその二分の一を資本金として計上しないことを認めているが、その額の算定方法を法務省令に委任していない(法・省令対照表では、株式会社の計算に関する法務省令案第10条は法第432条第1項にもとづくものとして表示されているが、法第432条第1項は包括的な委任を内容としているものの、個別規定(第445条)に抵触する委任を認めるわけではないと解される)。この点で疑問の残る条項である。

3 我が国での一般に公平妥当と認められる企業会計に関する基準との整合性と小規模会社への実務的対応

我が国での一般に公平妥当と認められる企業会計に関する基準(いわゆる日

本GAAP)は、企業の国際化・市場のグローバル化の中で日々改訂されており、平成17年12月9日にも、(財)財務活計基準機構の企業会計基準委員会より、企業会計基準第5号及び企業会計基準適用指針第8号が公表されている。法務省令案のうち、計算に関する規定はこれら様々な企業会計基準を法に取り入れ、日本GAAPとの整合性を取る方針であると推測されるが、その整合性の観点では、上場会社を念頭に置いた、取締役会設置会社及び委員会等設置会社と、これまでの非上場・同族会社や有限会社を念頭に置いた取締役会不設置会社とで同列に規定を行い、複雑な計算規定を適用すべきか否か、実務に鑑みた検討が要請される。

以上の1ないし3の視点において、上記の法務省令案中の計算にかかる規定の整備を図るべきである。

個別の条文について

1 会社法施行規則案について

(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券)

第十五条 法第三十三条第十項第二号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって有価証券の価格とする方法とする。

- 一 法第三十条第一項の認証の日における当該有価証券についての最終取引価格
- 二 法第三十条第一項の認証の日の属する週の前週の各日における当該有価証券についての最終取引価格の平均額
- 三 法第三十条第一項の認証の日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

[意見]

第2号については、前週の平均では期間的に短すぎると考えられることから、1か月程度の期間とすべきである。

また、「いずれか高い額」ではなく、「最も低い額」とすべきである。

[理由]

第2号については、前週の平均とした場合、一時的な価格高騰の影響を受けて、当該平均額が高額となる可能性がある。したがって、より長期の1か月程度の期間の平均を採用すべきである（なお、会社法施行規則案第38条の箇所では引用した日本証券業協会の平成15年3月11日付「『中間発行増資及び第三者割当増資の取り扱いに関する指針』の一部改正について」をここでも参考にされたい）。

「いずれか高い額」とした場合には、市場性のある有価証券について最終取引価格が高い日を選択してその日に価額を決定すれば、その価額が第2号または第3号の額と相当に乖離している場合にも、検査役の検査が不要となる。一時的な価格の高騰により検査役の検査が不要となることは適当ではないと考えられることから、「最も低い額」とすべきである（なお、上記のように、第2号について1か月程度の期間の平均額を採用すれば、検査役の検査が必要とされる基準金額が不当に低額となるという弊害も生じないと考えられる）。

(種類株式の内容)

第二十一条 法第百八条第三項に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に事項について内容の掲げる異なる種類の株式の内容（法第三百二十二条第二項に規定する株式の内容を除く。）のうち、当該各号に定める事項以外の事項とする。

- 一 剰余金の配当 配当財産の種類
- 二 残余財産の分配 残余財産の種類
- 三 株主総会において議決権を行使することができる事項 法第百八条第二項第三号イに掲げる事項
- 四 当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること 次に掲げる事項
 - イ 法第百七条第二項第二号イに掲げる事項
 - ロ 当該種類の株式一株を取得するのと引換えに当該種類の株主に対して交付する財産の種類
- 五 当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること 次に掲げる事項
 - イ 一定の事由が生じた日に当該株式会社がその株式を取得する旨
 - ロ 法第百七条第二項第三号ロに規定する場合における同号イの事由
- 八 法第百七条第二項第三号八に掲げる事項（当該種類の株式の株主の有する当該種類の株式の数に応じて定めるものを除く。）
 - 二 当該種類の株式一株を取得するのと引換えに当該種類の株主に対して交付する財産の種類
- 六 当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得すること 法第百八条第二項第七号イに掲げる事項
- 七 株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの 法第百八条第二項第八号イに掲げる事項

2 次に掲げる事項は、前項の株式の内容に含まれるものと解してはならない。

- 一 法第百六十四条第一項に規定する定款の定め
- 二 法第百六十七条第三項に規定する定款の定め
- 三 法第百六十八条第一項及び第百六十九条第二項に規定する定款の定め
- 四 法第百七十四条に規定する定款の定め
- 五 法第百八十九条第二項及び第百九十四条第一項に規定する定款の定め

め
六 法第百九十九条第四項及び第二百三十八条第四項に規定する定款の
定め

[意見]

定款で定めるべき事項が明確となるよう条文の規定の仕方及び文言を整理すべきである。

[理由]

1 種類株式の内容について法第109条第3項は、定款では「内容の要綱」だけを定め、具体的な内容については、当該種類の株式を初めて発行するまでに、取締役会決議（取締役会設置会社以外では株主総会決議）で決定することを認めている。

そして、公開会社においては、募集事項の決定は取締役会が行うものとされている（法第201条第1項）。

したがって、公開会社においては、定款では「内容の要綱」を定めるだけで、種類株式の具体的な内容の決定とその発行は取締役会にゆだねられている。

以上のような仕組みは機動的な資金調達を目的とするものと考えられるが、他方において、株主の保護の観点も忘れられてはならず、種類株式の「内容の要綱」を定めるために開催される定款変更の株主総会の際に、株主がその是非を判断するに足りる十分な判断材料が与えられるべきである。かかる観点からすれば、「内容の要綱」（法第109条第3項）として定められるべき事項は、具体的かつ明確に規定されるべきである。

しかしながら、法及び同法施行規則案をあわせ読んでも、「内容の要綱」（第109条第3項）として定めるべき事項は必ずしも明らかではない。

会社法施行規則においては、この「内容の要綱」（第109条第3項）として定めるべき事項を具体的かつ明確に定めるべきである。

2 加えて「内容の要綱」は、種類株式の内容を登記事項とする法第911条第3項第7号に該当すると解されるところ、上記のとおり「内容の要綱」として定めるべき事項が必ずしも一義的ではないことから、定款で定めた「内容の要綱」が、登記手続の際に、「内容の要綱」として十分ではないことを理由に受理されないという事態が生じる可能性があり、実務上支障をきたすおそれがある。

3 会社法施行規則案第21条は、定款で定める必要がある事項が何かについて一読しただけでは理解しにくい条文構成となっている。

定款で定めるべき事項について理解するためには、法第108条第2項、

会社法施行規則案第21条第1項および同条第2項をあわせよむ必要がある。

これらの条項によって規定されている内容を整理すると「法第108条第2項各号に列挙された事項のうち、会社法施行規則案第21条第1項各号及び第2項に列挙された事項は定款で定めることを要する事項であり、

それ以外の事項については例外的に当該種類の株式を初めて発行する時までに取締役会決議（取締役会設置会社以外の会社においては株主総会決議）によって定める旨を定款で定めることができる」ということであるので、そのことが理解しやすい条文構成とすべきである。

- 4 会社法施行規則案第21条第2項本文の「解してはならない」との文言は、条文の文言として不適切であり、「含まれない」または「除く」等の文言を使用すべきである。

（株主名簿記載事項の記載等の請求）

第二十三条 法第百三十三条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 株式取得者が株主として株主名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該株式取得者の取得した株式に係る法第百三十三条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
- 二 株式取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
- 三 株式取得者が指定買取人である場合において、譲渡等承認請求者（法第百三十九条第二項に規定する譲渡等承認請求者をいう。以下この編において同じ。）に対して売買代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
- 四 株式取得者が一般承継により当該株式会社の株式を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
- 五 株式取得者が当該株式会社の株式を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する資料を提供して請求をしたとき。
- 六 株式取得者が株式交換（組織変更株式交換を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した会社である場合において、当該

株式取得者が請求をしたとき。

七 株式取得者が株式移転（組織変更株式移転を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した株式会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

八 株式取得者が法第百九十七条第一項の株式を取得した者である場合において、同条第二項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

九 株式取得者が株券喪失登録者である場合において、当該株式取得者が法第二百二十一条第四号に規定する株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過した日以降に、請求をしたとき（株券喪失登録が当該日前に抹消された場合を除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社が株券発行会社である場合には、法第百三十三条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株式取得者が株券を提示して請求をした場合

二 株式取得者が株式交換（組織変更株式交換を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

三 株式取得者が株式移転（組織変更株式移転を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した株式会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

四 株式取得者が法第百九十七条第一項の株式を取得した者である場合において、同条第二項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

第1項第1号について

[意見]

「その他の資料」を「及び判決確定証明書その他の資料」とすべきである。

[理由]

法第133条第1項は、株式を取得した者に名義書換請求権があることを明記し、同条2項は名義書換請求権の要件を定めた規定である。

ところが、本規則案第23条第1項第1号の「その他の資料」という文言は内容が無限定であり、そのために名義書換請求権の要件が不明確となっている。

まず、会社法施行規則案第23条第1項第1号が必要としている資料には、判決正本及び判決確定証明書が含まれると解されることから、「その他の資料」として判決確定証明書を例示すべきである。

次に、現行商法施行規則第197条第3項（株券喪失登録申請の添付書類）は、「申請者の印鑑証明書その他の当該申請者の氏名又は名称及び住所が商法第二百三十条第二項の申請書に記載された氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかを確認することができる資料」と規定しているところ、これと同様に印鑑証明書等を必要とするか否かについては会社法施行規則案には明示されていない。会社法施行規則案第45条（株券喪失登録請求）においても印鑑証明書等が明記されていないことから、今回の改正においては印鑑証明書等を不要とすることを意図しているものと推測されるところであるが、この点は明確でない。もし、印鑑証明書等を必要とするのであれば、その旨を例示すべきである。

第1項第2号について

[意見]

「株式取得者が和解調書、調停調書その他前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面を提供して請求をしたとき」とすべきである。

[理由]

現行商法施行規則第194条第1項第2号は「株式を取得した者が、株主が名義書換の意思表示をする旨を記載した和解調書その他前号の確定判決と同一の効力を有するものを提出して請求をしたとき」と規定している。これと同様に和解調書を例示すべきである。また、調停調書についても同様に例示すべきである。

「その他の資料」については削除すべきである（なお、もし、印鑑証明書等を要求することを意図しているとするれば、それを明示すべきである）。

第1項第3号ないし第5号及び第8号について

[意見]

「その他の資料」に例示を加えるべきであり、もし、具体的に想定されるべきものがなければ「その他の資料」という文言を削除すべきである。

[理由]

「その他の資料」について明確にすべきである。

（株式取得者からの承認の請求）

第二十五条 法第百三十七条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 株式取得者が株主として株主名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該株式取得者の取得した株式に係る法第

百三十七条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

- 二 株式取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
 - 三 株式取得者が当該株式会社の株式を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する資料を提供して請求をしたとき。
 - 四 株式取得者が株式交換（組織変更株式交換を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。
 - 五 株式取得者が株式移転（組織変更株式移転を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した株式会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。
 - 六 株式取得者が法第百九十七条第一項の株式を取得した者である場合において、同条第二項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
 - 七 株式取得者が株券喪失登録者である場合において、当該株式取得者が法第二百二十一条第四号に規定する株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過した日以降に、請求をしたとき（株券喪失登録が当該日前に抹消された場合を除く。）。
- 2 前項の規定にかかわらず、株式会社が株券発行会社である場合には、法第百三十七条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 株式取得者が株券を提示して請求をした場合
 - 二 株式取得者が株式交換（組織変更株式交換を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。
 - 三 株式取得者が株式移転（組織変更株式移転を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した株式会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。
 - 四 株式取得者が法第百九十七条第一項の株式を取得した者である場合において、同条第二項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

第1項第1号について

[意見]

会社法施行規則案第23条1項1号と同様である。

[理由]

会社法施行規則案第23条1項1号と同様である。

第1項第2号について

[意見]

会社法施行規則案第23条1項2号と同様である。

[理由]

会社法施行規則案第23条1項2号と同様である。

第1項第3号及び第6号について

[意見]

会社法施行規則案第23条第1項第5号及び第8号と同様である。

[理由]

会社法施行規則案第23条第1項第5号及び第8号と同様である。

(一株当たり純資産額)

第二十六条 法第四百四十一条第二項に規定する法務省令で定める方法は、基準純資産額を基準株式数で除して得た額に一株当たり純資産額を算定すべき株式についての株式係数を乗じて得た額をもって当該株式の一株当たりの純資産額とする方法とする。

2 前項に規定する「基準純資産額」とは、第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零に満たない場合にあっては、零）をいう。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、株式会社の成立の日）において純資産の部に計上した額から株主資本及び新株予約権に係る額を減じて得た額

六 新株予約権の帳簿価額

七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

3 第一項に規定する「基準株式数」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数をいう。

- 一 種類株式発行会社でない場合 発行済株式（自己株式を除く。）の総数
 - 二 種類株式発行会社である場合 株式会社が発行している各種類の株式（自己株式を除く。）の数に当該種類の株式に係る株式係数を乗じて得た数の合計数をいう。
- 4 第一項及び前項第二号に規定する「株式係数」とは、一（種類株式発行会社において、定款である種類の株式についての第一項及び前項の適用に関して当該種類の株式一株を一とは異なる数の株式として取り扱うために一以外の数を定めた場合にあっては、当該数）をいう。

[意見]

株式係数については、法第108条において規定すべきである。

[理由]

株式係数については、株式の種類によって差異を設けるものであるから、直接に規則によるのではなく、法第108条において定めをおくべきである。

（議案の追加の請求の時期）

第三十条 法第百六十条第三項に規定する法務省令で定める時は、法第百五十六条第一項の株主総会の日の日（定款でこれを下回る期間を定めた場合にあっては、その期間）前とする。

[意見]

第29条但書の場合については、「五日」を「三日」とすべきである。

[理由]

第29条但書の場合については、株主が議案の追加について考慮することができる期間が短かすぎるため。

（市場価格のある株式の売却価格）

第三十八条 法第百九十七条第二項に規定する法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する株式の価格とする方法とする。

- 一 当該株式を市場において行う取引によって売却する場合 当該取引によって売却する価格
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額
- イ 法第百九十七条第二項の規定により売却する日（以下この条にお

いて「売却日」という。)における当該株式についての最終取引価格
口 売却日の属する週の前週の各日における当該株式についての最終
取引価格の平均額
八売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該
公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

[意見]

第2号口については、前週の平均では期間的に短すぎると考えられることから、1か月程度の期間とすべきである。

[理由]

第2号口については、前週の平均とした場合、一時的な価格高騰の影響を受けて、当該平均額が高額となる可能性がある。したがって、より長期の1か月程度の期間の平均を採用すべきである。

(申込みをしようとする者に対して通知を要しない場合)

第四十二条 法第二百三条第四項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合であって、株式会社が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

- 一 当該株式会社が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合
- 二 当該株式会社が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

[意見]

第2号については再考を要する。

[理由]

法第203条第1項及び会社法施行規則案第41条に定める事項は、権利の内容を引き受けの申し込みをしようとする者に知らしめるための基本的かつ重要な内容を含むものである。したがって、情報の内容が我が国と異なる法制をとる外国における目論見書が的確にその内容を表現しているとは限らず、また、言語の点でも通知を受ける者に理解可能なものであるとは限らないので、引き受けの申し込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとは必ずしも言えない。

(検査役の調査を要しない市場価格ある有価証券)

第四十三条 法第二百七条第九項第三号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

- 一 法第九十九条第一項第三号の価額を定めた日（以下この条において「価額決定日」という。）における当該有価証券についての最終取引価格
- 二 価額決定日の属する週の前週の各日における当該有価証券についての最終取引価格の平均額
- 三 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

[意見]

会社法施行規則案第15条と同様である。

[理由]

会社法施行規則案第15条と同様である。

（申込みをしようとする者に対して通知を要しない場合）

第五十一条 法第二百四十二条第四項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合であって、株式会社が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

- 一 当該株式会社が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合
- 二 当該株式会社が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

[意見]

第2号については再考を要する。

[理由]

法第242条第1項及び会社法施行規則案第50条に定める事項は、権利の内容を引き受けの申し込みをしようとする者に知らしめるための基本的かつ重要な内容を含むものである。したがって、情報の内容が我が国と異なる法制をとる外国における目論見書が的確にその内容を表現しているとは限らず、また、言語の点でも通知を受ける者に理解可能なものであるとは限らないので、引き受けの申し込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとは必ずしも言えない。

(新株予約権原簿記載事項の記載等の請求)

第五十二条 法第二百六十条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 新株予約権取得者が新株予約権者として新株予約権原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該新株予約権取得者の取得した新株予約権に係る法第二百六十条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
 - 二 新株予約権取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
 - 三 新株予約権取得者が一般承継により当該株式会社の新株予約権を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
 - 四 新株予約権取得者が当該株式会社の新株予約権を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する資料を提供して請求をしたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、新株予約権取得者が取得した新株予約権が証券発行新株予約権又は証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権である場合には、法第二百六十条第二項に規定する法務省令で定める場合は、新株予約権取得者が新株予約権証券又は新株予約権付社債券を提示して請求をした場合とする。

[意見]

会社法施行規則案 23条と同様である。

[理由]

会社法施行規則案第 23条と同様である。

(新株予約権取得者からの承認の請求)

第五十三条 法第二百六十三条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 新株予約権取得者が新株予約権者として新株予約権原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該新株予約権取得者の取得した新株予約権に係る法第二百六十三条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

- 二 新株予約権取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
 - 三 新株予約権取得者が当該株式会社の新株予約権を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する資料を提供して請求をしたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、新株予約権取得者が取得した新株予約権が証券発行新株予約権又は証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権である場合には、法第二百六十三条第二項に規定する法務省令で定める場合は、新株予約権取得者が新株予約権証券又は新株予約権付社債券を提示して請求をした場合とする。

[意見]

会社法施行規則案第 25 条と同様である。

[理由]

会社法施行規則案第 25 条と同様である。

(検査役の調査を要しない市場価格ある有価証券)

第五十五条 法第二百八十四条第九項第三号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

- 一 行使日における当該有価証券についての最終取引価格
- 二 行使日の属する週の前週の各日における当該有価証券についての最終取引価格の平均額
- 三 行使日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

[意見]

会社法施行規則案第 43 条と同様である。

[理由]

会社法施行規則案第 43 条と同様である。

(取締役会の議事録)

第六十四条 法第三百六十九条第三項の規定による取締役会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 取締役会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければな

らない。

3 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 取締役会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は株主が取締役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 取締役会が法第三百七十三条第二項の取締役会であるときは、その旨

三 取締役会が法第三百六十六条第二項の招集権者を定めた場合において、当該招集権者以外の取締役（法第四百十七条第一項の規定により選定された委員を含む。）の請求により招集されたもの又は当該取締役により招集されたものであるときは、その旨

四 取締役会が法第三百六十七条の規定による株主の請求により招集されたもの又は当該株主により招集されたものであるときは、その旨

五 取締役会が法第三百八十三条第二項の規定による監査役の請求により招集されたもの又は当該監査役により招集されたものであるときはその旨

六 取締役会が法第四百十七条第二項の規定による執行役の請求により招集されたもの又は当該執行役により招集されたものであるときは、その旨

七 取締役会の議事の経過の要領及び結果

八 決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役があるときは、その氏名

九 次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要

イ 法第三百六十五条第二項（法第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）

ロ 法第三百六十七条第四項

ハ 法第三百七十六条第一項

ニ 法第三百八十二条

ホ 法第三百八十三条第一項

ヘ 法第四百六条

十 取締役会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は株主の氏名又は名称

十一 取締役会の議長が存するときは、その氏名

4 次の各号に掲げる場合には、取締役会の議事録は、当該各号に定める

事項を内容とするものとする。

一 法第三百七十条の規定により取締役会の決議があったものとみなされた場合次に掲げる事項

イ 取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした取締役の氏名

ハ 取締役会の決議があったものとみなされた日

二 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

二 法第三百七十二条の規定により取締役会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

イ 取締役会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 取締役会への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

[意見]

第3項第9号は、この事項は同項第7号と関連することから、序列としては9号を8号とするべきである。

第64条に第5項として「取締役が議事録に異議をとどめるときは、当該取締役はその旨を議事録に記載することができるものとする。」との条項を追加するべきである。

第4項第1号について、取締役の同意を証する書面または電磁的記録を証するものを議事録に添付することを求めるべきである。

[理由]

第3項第9号は、取締役会における取締役、株主、会計参与、監査役、監査委員の意見、報告について議事録への記載を求めているが、この事項は同項第7号と関連することから、序列としては第9号を第8号とする方がよい。

第64条には法第369条第5項で「取締役が議事録に異議をとどめる」場合の規定を欠いているが、取締役が議事録に異議をとどめる場合の手続きについても規則で明確化しておくべきである。

第4項第1号は、取締役会のみなし決議を規定するが、取締役の同意を証する書面または電磁的記録を証するものを議事録に添付することを求めるべきである。

(会計参与報告の内容)

第六十五条 法第三百七十四条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 会計参与が職務を行うにつき会計参与設置会社と合意した事項のうち主なもの
- 二 次に掲げるもの（以下この条において「計算関係書類」という。）のうち、会計参与が作成したものの種類
 - イ 成立の日における貸借対照表
 - ロ 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書
 - ハ 臨時計算書類
 - ニ 連結計算書類
- 三 計算関係書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類作成のための基本となる事項であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - イ 資産の評価基準及び評価方法
 - ロ 固定資産の減価償却の方法
 - ハ 引当金の計上基準
 - ニ 収益及び費用の計上基準
 - ホ その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項
- 四 計算関係書類の作成に用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法
- 五 前号に規定する資料が次に掲げる事由に該当するときは、その旨及びその理由
 - イ 当該資料が著しく遅滞して作成されたとき。
 - ロ 当該資料の重要な事項について虚偽の記載がされていたとき。
- 六 計算関係書類の作成に必要な資料が作成されていなかったとき又は適切に保存されていなかったときは、その旨及びその理由
- 七 会計参与が計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果
- 八 会計参与が計算関係書類の作成に際して取締役又は執行役と協議した主な事項

[意見]

第3号に「へ」を追加し、「計算関係書類の作成のために採用している会計処理の基準等を変更したときは、その変更内容」について記載を求める。

第5号に「八」を追加し、「取締役等が計算関係書類の作成のために必要な資料を会計参与に提示（開示）しないときは、その資料の種類」を追加する。

[理由]

第3号に計算関係書類の作成のために採用している会計処理の基準等を規定

しているが、当該基準を変更したときの規定がない。前年度と対比して計算関係書類をみたとき、その変更が明確にならないときは、その計算関係書類の適正を判断し得ない。そのため第3号に「へ」を追加し、「計算関係書類の作成のために採用している会計処理の基準等を変更したときは、その変更内容」について記載を求めることが妥当である。

第5号は、会計参与の計算関係書類の作成に用いた資料の種類について、その資料に問題のある場合として、イは「作成遅延資料」、ロは「虚偽記載」を列挙するが、実際には計算関係書類の作成のためには本来必要と考えられる資料が開示されず、記載の真偽の確認のできない場合が想定される。このことを会計参与報告に記載された第4号の「資料の種類」からは不足資料の有無を読み取ることが難しい場合が予想される。したがって、第5号に「ハ」を追加し、「取締役等が計算関係書類の作成のために必要な資料を会計参与に提示(開示)しないときは、その資料の種類」を追加するべきである。

第七十四条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

- 一 法第四百三十二条第一項
 - 二 法第四百三十五条第一項及び第二項（事業報告及びその附属明細書に係る部分を除く。）
 - 三 法第四百三十七条（事業報告に係る部分を除く。）
 - 四 法第四百四十条第一項
 - 五 法第四百四十一条第一項
 - 六 法第四百四十四条第一項及び第六項
 - 七 法第四百四十五条第四項及び第五項
 - 八 法第四百四十六条第一号ホ及び第七号
 - 九 法第四百五十二条
 - 十 法第四百六十一条第二項第二号イ、第五号及び第六号
- 2 法第四百四十五条第五項に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

[意見]

第1項7号と2項とで規定する内容につき再考すべきである。

[理由]

第1項7号で「次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。」として「法第四百四十五条第四項及び第五項」

と規定するところ、第74条第2項で再度、「法第四百四十五条第五項に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。」と規定する。これは法第445条第5項に関しては重複している様に見えるところ、その趣旨が明らかでない。

(公開会社の特則)

第七十七条 株式会社が公開会社である場合には、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならない。

一 株式会社の現況に関する事項

二 株式会社の会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたものであって、当該事業年度の末日までに退任したものを含む。以下この節において同じ。）に関する事項

三 株式会社の株式に関する事項

四 株式会社の新株予約権等に関する事項

2 前項第一号に規定する「株式会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該株式会社の事業が二以上の部門に分かれている場合にあっては、部門別に区別することが困難である場合を除き、その部門別に区別された事項）とする。

一 当該事業年度の末日における主要な事業内容

二 当該事業年度の末日における主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

三 当該事業年度の末日において主要な借入先があるときは、その借入先及び借入額

四 当該事業年度における事業の経過及び成果

五 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）

イ 資金調達

ロ 設備投資

ハ 事業の譲渡

ニ 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

ホ 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分の取得又は新株予約権等

ヘ 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該株式会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継

- 六 直前三事業年度の財産及び損益の状況
 - 七 重要な親会社及び子会社の状況（当該親会社及び子会社との間で通例的でない取引がある場合にあっては、当該取引の内容を含む。）
 - 八 対処すべき課題
 - 九 前各号に掲げるもののほか、株式会社の現況に関する重要な事項
- 3 第一項第二号に規定する「株式会社の会社役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。
- 一 氏名（会計参与にあっては、氏名又は名称）
 - 二 地位及び担当
 - 三 他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実
- 四 当該事業年度に係る会社役員（次条に規定する場合にあっては、社外役員を除く。以下この号において同じ。）の報酬等の総額（会社役員の全部又は一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあっては、当該会社役員ごとの報酬等の額及びその他の会社役員の報酬等の総額）
- 五 当該事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員（任期の満了に伴い辞任したもの及び株主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、当該会社役員の氏名（会計参与にあっては、氏名又は名称）
- 六 当該事業年度に係る当該株式会社の会社役員（会計参与を除く。以下この号において同じ。）の重要な兼職の状況（第三号に掲げる事項を除く。）
- 七 監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実
- 八 前各号に掲げるもののほか、株式会社の会社役員（当該事業年度の末日後に就任したものを含む。）に関する重要な事項
- 4 第一項第三号に規定する「株式会社の株式に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。
- 一 当該事業年度の末日において議決権（会社役員の選任及び定款の変更に関する議案の全部につき株主総会において議決権を行使することができない株式に係る議決権を除く。以下この号において同じ。）の総数の十分の一以上の数の議決権を有する株主の氏名又は名称及び当該株主の有する議決権の数
 - 二 前号に掲げるもののほか、株式会社の株式に関する重要な事項
- 5 第一項第四号に規定する「株式会社の新株予約権等に関する事項」と

は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該事業年度の末日において当該株式会社の会社役員が当該株式会社の新株予約権等を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数
 - イ 当該株式会社の取締役（社外取締役（社外取締役候補者として選任されたもの及び社外取締役であるものとして登記されたものに限る。口において同じ。）を除き、執行役を含む。）
 - ロ 当該株式会社の社外取締役
 - 八 当該株式会社の取締役（執行役を含む。）以外の会社役員
 - 二 当該事業年度中に次に掲げる者に対して当該株式会社が交付した新株予約権等があるときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び交付した者の人数
 - イ 当該株式会社の使用人（当該株式会社の会社役員を兼ねている者を除く。）
 - ロ 当該株式会社の子会社の役員及び使用人（当該株式会社の会社役員又はイに掲げる者を兼ねている者を除く。）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該株式会社の新株予約権等に関する重要な事項
- 6 株式会社が連結計算書類を作成している場合には、第二項各号に掲げる事項については、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の現況に関する事項とすることができる。

[意見]

第3項第7号における「監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」との規定は削除ないし再考すべきである。

[理由]

「財務及び会計に関する相当程度の知見」という規定の意味するところが抽象的であり実務を混乱させるおそれがある。

（社外役員等を設けた株式会社の特則）

第七十八条 株式会社が公開会社である場合において、会社役員の全部又は一部が社外役員（社外取締役（社外取締役候補者として選任されたもの及び社外取締役であるものとして登記されたものに限る。）及び社外監査役（社外監査役候補者として選任されたもの及び社外監査役である

ものとして登記されたものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)であるときは、株式会社の会社役員に関する事項には、前条第三項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を含むものとする。

一 社外役員が他の会社(外国会社を含む。以下この号において同じ。)の業務執行取締役、執行役若しくは業務を執行する社員(他の会社が外国会社である場合にあっては、これらに相当するもの。第三号において同じ。)又は使用人であるときは、その事実及び当該株式会社と当該他の会社との関係

二 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは、その事実

三 社外役員が当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者(株主総会等に関する法務省令第二条第二項第十二号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役若しくは業務を執行する社員又は使用人の三親等内の親族その他これに準ずるものであるときは、その事実

四 各社外役員の当該事業年度における主な活動状況(次に掲げる事項を含む。)

イ 取締役会への出席の状況

ロ 取締役会における発言の状況

ハ 当該社外役員の意見により株式会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更された場合にあってはその内容

ニ 当該事業年度中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為

五 社外役員と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)

六 当該事業年度に係る社外役員の報酬等の総額(社外役員の全部又は一部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあっては、当該社外役員ごとの報酬等の額及びその他の社外役員の報酬等の総額)

七 当該社外役員が当該株式会社の親会社又は当該親会社の子会社(当該株式会社を除く。)から役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の額

- 八 当該株式会社、当該株式会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等以外の財産上の利益を受けている社外役員があるときは、当該社外役員が受けた財産上の利益の状況
- 九 社外役員が過去五年以上当該株式会社の社外役員となっているときは、その旨
- 十 社外役員についての前各号に掲げる事項の内容に対当該社外役員の意見があるときは、その意見

[意見]

第4号における口及び八は削除ないし再考すべきである。

[理由]

第4号における口とは、「取締役会における発言の状況」であるが、「発言の状況」とは具体的な発言内容そのものではなくその「状況」と文言上は解釈できる(第4号八における「内容」との文言との対比からである)。「発言の状況」とはどれだけの内容を発言したか、または質問したかを指すのか、意味するところは不明確といえる。意味内容をより明確にすべきであろう。

また、第4号における八とは、「当該社外役員の意見により株式会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更された場合にあってはその内容」であるところ、実際の取締役会において、どの取締役のいずれの発言ないし意見でいずれの点が如何に変更されたかは、実際には判別が困難である。取締役会は参加する全ての取締役と監査役とが互いに意見を述べ合いその議事の中で最終的な意見が決定されるもので、どの意見がどのような変更をもたらしたかは実務的には決められない。

(株式会社の支配に関する基本方針)

第八十条 株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めている場合には、次に掲げる事項をも事業報告の内容としなければならない。

一 基本方針の内容

二 次に掲げる取組みの具体的な内容

イ 当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

ロ 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

三 前号の取組みの次に掲げる要件への該当性に関する当該株式会社の取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の判断及びその判断に係る理由（当該理由が社外役員の存否に関する事項のみである場合における当該事項を除く。）

イ 当該取組みが基本方針に沿うものであること。

ロ 当該取組みが当該株式会社の価値又は株主の利益を損なうものではないこと。

ハ 当該取組みが当該株式会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

[意見]

「当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」との規定が不明である。再考を要する。

[理由]

「当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」とは、本来は親会社あるいは大株主であり、ところが、第2号ロをみると「基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配される」と規定されていて、ここで会社買収における状態をもって「支配」との用語を用いていることが明らかとなる。要は、会社の支配権の争いに関する会社の取り組み方針が存在するかであり、法務省令でも直截にその旨規定をするのであれば、本条の冒頭の記載はより明確に規定すべきであろう。

（総資産の額）

第八十八条 法第四百六十七条第一項第二号に規定する法務省令で定める方法は、第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもって株式会社の総資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、株式会社の成立の日。以下この条において同じ。）において純資産の部に計上した額から株主資本及び新株予約権に係る額を減じて得た額

六 最終事業年度の末日において負債の部に計上した額

七 最終事業年度の末日後に吸収合併、吸収分割による他の会社の事業

に係る権利義務の承継又は他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部の譲受けをしたときは、これらの行為により承継した負債の額

八 新株予約権の帳簿価額

九 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

[意見]

最終事業年度の末日において資産の部に計上した額」に、「最終事業年度の末日後に吸収合併、吸収分割による他の会社の事業に係る権利義務の承継又は他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部の譲受けをしたときは、これらの行為により承継した資産の額」を加えた額としてよいのではないか。

なお、組織再編行為に関する法務省令第60条および第78条も同様である。

[理由]

第7号で負債の額を加えることとされている点を除けば、計算上、上記の最終事業年度の末日において資産の部に計上した額と近くなると考えられるが、このような拡大をはかる必要性には乏しく、全体として非常に複雑で分かりにくい規定となっている。一方、最終事業年度の末尾後の変動も考慮すべきであるので、上記のようにすべきである。

（閲覧権者）

第一百条 法第六百八十四条第二項に規定する法務省令で定める者は、社債権者その他の社債を発行した会社の債権者並びに株主及び社員とする。

[意見] 及び [理由]

- 1 「社債権者その他の社債を発行した会社の債権者並びに株主及び社員」との文言は文章が判りにくい。日本語としては、少なくとも「社債権者、社債を発行した会社の債権者並びに株主及び社員」とすべきである。
- 2 「社債を発行した会社の債権者」であるというだけで、保全の必要性等を問うことなく一律に社債原簿を閲覧させるべき理由は見あたらないと思われる。

（特別の関係）

第一百四十四条 法第七百十条第二項第二号（法第七百十二条において準用する場合を含む。）に規定する法務省令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条において「支配社員」という。）と当該法人（以下この条において「被支配法人」という。）との関係
 - 二 被支配法人とその支配社員の他の被支配法人との関係
- 2 支配社員とその被支配法人が合わせて他の法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人も、当該支配社員の被支配法人とみなして前項の規定を適用する。

[意見]

会社法施行規則案第3条において親子会社の定義規定に関し、いわゆる実質基準を採用しているところ、本条においてのみ形式基準において、かつ50%超との基準を「支配」のメルクマールとして新設する理由が明らかでない。少なくとも第3条との整合性に配慮して再考されるべきであろう。

（計算書類の公告）

第二百二十二条 外国会社が法第八百十九条第一項の規定により貸借対照表に相当するもの（以下この条において「外国貸借対照表」という。）の公告をする場合には、外国貸借対照表に注記（注記に相当するものを含む。）の部分省略することができる。

2 法第八百十九条第二項に規定する「外国貸借対照表の要旨」とは、外国貸借対照表を次に掲げる項目（当該項目に相当するものを含む。）に分類したものをいう。

一 資産の部

- イ 流動資産
- ロ 固定資産
- ハ その他

二 負債の部

- イ 流動負債
- ロ 固定負債
- ハ その他

三 純資産の部

- イ 資本金及び資本剰余金
- ロ 利益剰余金
- ハ その他

3 外国会社が法第八百十九条第一項の規定による外国貸借対照表の公告

又は同条第二項の規定による外国貸借対照表の要旨の公告をする場合において、当該外国貸借対照表が日本語以外の言語で作成されているときは、当該外国会社は、当該公告を日本語をもってすることを要しない。

- 4 外国貸借対照表が存しない外国会社については、当該外国会社に株式会社の計算に関する法務省令の規定を適用することとしたならば作成されることとなるものを外国貸借対照表とみなして、前三項の規定を適用する。

[意見]

第3項について、日本語で公告すべきであるとの意見が多数を占めた。その他は賛成する。

[理由]

外国会社であっても、日本で活動する以上、日本国内の債権者の利益保護のための公告であり、日本語でなされなければ意味がないからである。

(法務省令で定める方法)

第二百二十四条 法第八百四十七条第一項の法務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 書面

二 電磁的方法

- 2 前項に掲げる方法による請求は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一 被告となるべき者

二 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十三条第一項に規定する事項

[意見]

第2項第2号は反対する。役員等に対する責任追及訴訟を会社に請求するに際してはより簡易な記載で足りるとすべきである。

[理由]

本条は、役員等に対する代表訴訟の提訴請求を求める場合の請求方法等について定めているが、第2項は、会社に対する提訴請求に際して、民事訴訟規則第53条第1項に規定する事項の記載を求めている。しかしながら、民事訴訟規則第53条は、訴状提出に際しての請求の趣旨、原因（請求を特定するのに必要な事項）及び請求を理由付ける事実を具体的に記載することを定めているところ、株主は提訴請求に際し必ずしも訴状に記載するに足るだけの情報を有

するとは限らない。むしろ、法は第847条第4項等で、監査役等によるその後の調査により具体的事情が解明されることを期待していると考えらるべきであろう。

第二百五条 法第八百四十七条第四項の法務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 書面

二 電磁的方法

2 前項に掲げる方法による通知は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一 株式会社が行った調査の方法（調査において調べた証拠を含む。）及び結果

二 請求対象者（次に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任の有無についての判断

イ 発起人

ロ 設立時取締役及び設立時監査役

ハ 役員等

ニ 清算人

ホ 法第二百十条第三項の利益の供与を受けた者

ヘ 法第二百十二条第一項の義務を負う募集株式の引受人

ト 法第二百八十五条第一項の義務を負う募集新株予約権の引受人

三 請求対象者に損害を賠償する責任があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

[意見]

第2項第1号については調査した証拠を明らかにする点について反対する。同第3号については不提訴理由通知を賠償責任がある場合に限定する点について反対する。

[理由]

第1号については、株式会社が行った調査結果を開示する点は格別、その方法、特に調査した証拠を明らかにする必要があるか否か疑問である。むしろ、企業秘密を保護する必要がある場面も想定されるのであるから、調査方法の開示は概要で足りるとすべきであり、必ずしも証拠の開示までは必要としないとすべきである。

第3号については、法第847条第4項が不提訴理由通知を賠償責任がある場合に限定していないことから、このような限定は法の委任の範囲を超えるものとする。

2 株主総会等に関する法務省令案について

(招集の決定事項)

第三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二百九十八条第一項第一号に規定する株主総会が定時株主総会である場合において、同号の日が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その日時を決定した理由
 - イ 当該日が前事業年度に係る定時株主総会の日に相当する日と著しく離れた日であること。
 - ロ 株式会社が開業会社である場合において、当該日と同一の日において定時株主総会を開催する他の株式会社（公開会社に限る。）が著しく多いこと。
- 二 法第二百九十八条第一項第一号に規定する株主総会の場所が過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由
 - イ 当該場所が定款で定められたものである場合
 - ロ 当該場所で開催することについて株主総会に出席しない株主全員の同意がある場合
- 三 法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項
 - イ 次節の規定により株主総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 特定の時（株主総会の日時以前の時であって、法第二百九十九条第一項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。以下この号において同じ。）をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時
 - ハ 特定の時をもって電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時
 - ニ 第三十三条の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容
- 四 法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項
 - イ 法第二百九十九条第三項の承諾をした株主に対しては当該株主の

- 請求があった時に法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。以下この章において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨
- ロ 一の株主が法第三百十一条第一項及び第三百十二条第一項の規定により議決権を行使した場合における当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項
 - 五 法第三百十条第一項の規定による代理人による議決権の行使について、代理人の資格、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項
 - 六 法第三百十三条第二項の規定による通知の方法を定めるとき（定款に当該通知の方法についての定めがある場合を除く。）は、その方法
 - 七 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が株主総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（イ又はロに掲げる事項に係る議案が確定していない場合にあっては、その旨）
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - 八 法第九十九条第三項又は第二百条第二項に規定する場合における募集株式を引き受ける者の募集
 - 二 法第二百三十八条第三項各号又は第二百三十九条第二項各号に掲げる場合における募集新株予約権を引き受ける者の募集
 - ホ 定款の変更

[意見]

第1号ロは再考するべきである。

第2号柱書きの「著しく離れた場所」という規定は不明確であり、例えば「過去に株主総会を開催した場所の独立行政区域以外の場所」などとするべきである。

第3号二は再考するべきである。

第5号の「代理人の資格」という文言は削除するべきである。

[理由]

第1号ロについては、他の公開会社の株主総会の日を知ることは、それが上場会社に限定されているのであれば格別、公開会社一般については極めて困難であり、しかもこれを事前に知ることはおよそ不可能である。

第2号柱書きについては、定款で定められた場合以外は取締役が株主総会の

場所を自由に定めることができることとされたものであるが、原案では株主総会の場所の決定理由を定めるべき場合が一義的に特定できない。

第3号二については、同条項においては「第33条の取扱を定めるときは、」と記載されており、他方、第33条においては「第3条第3号二に掲げる事項を定めた場合には、」と記載されているので、循環的な規定の仕方となっている。第33条の「第3条第3号二に掲げる事項を定めた場合には、」を削除すべきである。

第5号については、代理人の資格の制限については定款に定める場合においてすらその可否が問題となるところであり、本条において取締役があたかも「代理人の資格」について何らかの制限を加えうる可能性を示唆するような規定は避けるべきである。

(株主総会参考書類及び議決権行使書面)

第五条 法第三百一条第一項又は第三百二条第一項の規定により交付すべき株主総会参考書類に記載すべき事項は、次節の定めるところによる。

2 法第三百一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第三百二条第三項若しくは第四項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、第三節の定めるところによる。

3 法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めた株式会社が行った株主総会参考書類の交付(当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。)は、法第三百一条第一項及び第三百二条第一項の規定による株主総会参考書類の交付とする。

4 第三条第四号イに定める事項を定めた場合には、株式会社は、法第二百九十九条第三項の承諾をした株主の請求があった時に、法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付(同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をしなければならない。

[意見]

第4項の「株主の請求があった時に」の部分を「株主の請求があった時は直ちに」とするべきである。

[理由]

第4項の文言では交付時期が明確でないため、請求あり次第「直ちに」交付することを明確に規定するべきである。

(実質的に支配する可能性がある関係)

第六条 法第三百八条第一項に規定する法務省令で定める株主は、株式会社(当該株式会社の子会社を含む。)が、当該株式会社の株主であるもの(会社(外国会社を含む。)組合等(民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する組合、有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)に規定する有限責任事業組合その他組合に準ずるもの及び外国におけるこれらのものに相当するものをいう。)その他これらに準ずる事業体に限る。)の議決権(同項その他これに準ずる法以外の法令(外国の法令を含む。)の規定により行使することができないとされる議決権を含む。)の総数の四分の一以上を有する場合における当該株主であるもの(当該株主であるもの以外の株主が当該株式会社の株主総会において議決権を行使することができない場合における当該株主を除く。)とする。

[意見]

規定の仕方を再考するべきである。また、「事業体」という文言が不明確であり、定義をするべきである。

[理由]

規定の仕方が極めて難解であり、これを平明にするため「当該株式会社の株主であるもの」の要件を号に落として列挙するなど規定の仕方を再考するべきである。また、「事業体」という文言(本条及び第39条、いずれも(実質的に支配する可能性がある関係)の条項)が使用されているが、法人、組合、権利能力なき社団まで含まれるのか否か、その内容が明確でないので定義規定を設けるべきである。

(議事録)

第十条 法第三百十八条第一項の規定による株主総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 株主総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 株主総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 株主総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は株主が株主総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

- 二 株主総会の議事の経過の要領及びその結果
 - 三 次に掲げる規定により株主総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要
 - イ 法第三百四十五条第一項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）
 - ロ 法第三百四十五条第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）
 - ハ 法第三百七十七条第一項
 - ニ 法第三百七十九条第三項
 - ホ 法第三百八十四条
 - ヘ 法第三百八十七条第三項
 - ト 法第三百八十九条第三項
 - チ 法第三百九十八条第一項
 - リ 法第三百九十八条第二項
 - 四 株主総会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称
 - 五 株主総会の議長が存するときは、議長の氏名
 - 六 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、株主総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- 一 法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされた場合次に掲げる事項
 - イ 株主総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ハ 株主総会の決議があったものとみなされた日
 - ニ 議事録の作成に係る職務を行った取締役又は執行役の氏名
 - 二 法第三百二十条の規定により株主総会への報告があったものとみなされた場合次に掲げる事項
 - イ 株主総会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - ロ 株主総会への報告があったものとみなされた日
 - ハ 議事録の作成に係る職務を行った取締役又は執行役の氏名

[意見]

第3項第6号の「取締役の氏名」とあるのを「取締役又は執行役の氏名」とするべきである。

株主総会議事録についても議事録が書面をもって作成されているときは署

名・記名押印義務者による署名・記名押印を規定し、電磁的記録をもって作成されているときはこれに代わる措置をとるべきことを規定するべきである。

第4項第1号について、株主の同意を証する書面または電磁的記録を証するものを議事録に添付することを求めるべきである。

[理由]

取締役のみならず執行役もまた議事録の作成に係る職務を行うものであり、第10条第4項第1号二及び同項第2号八と平仄を合わせるためにも、ここで執行役をはずす理由はない。

また、取締役会(法第369条第3項)、監査役会(法第393条第2項)、委員会(法第412条第3項)の議事録については署名・記名押印義務者が法定されているが、総会議事録の署名・記名押印義務者に関して会社法では規定されていない(法第81条、第318条)。よって、総会議事録については省令でこの点を定める必要がある。

第4項第1号は、株主総会のみなし決議を規定するが、株主の同意を証する書面または電磁的記録を証するものを議事録に添付することを求めるべきである。

(取締役の選任に関する議案)

第十二条 取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

2 前項に規定する場合において、株式会社が公開会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の有する当該株式会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)

二 候補者が他の会社等(会社その他の法人をいう。以下同じ。)を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。)

三 候補者と株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その要旨

四 候補者が現に当該株式会社の取締役であるときは、当該株式会社における地位及び担当

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であつて、かつ、他の会社の子会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が現に当該他の会社(当該他の会社の子会社(当該株式会社

- を除く。)を含む。以下この項において同じ。)の業務執行者であるときは、当該他の会社における地位及び担当
- 二 候補者が過去五年間に当該他の会社の業務執行者であったときは、当該他の会社における地位及び担当
- 4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、当該候補者についての次に掲げる事項(株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。
- 一 当該候補者が社外取締役候補者である旨
- 二 当該候補者を社外取締役候補者とした理由
- 三 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役(社外取締役候補者として選任されたもの及び社外取締役であるものとして登記されたもの)に限る。以下この項において同じ。)である場合において、当該候補者が在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるときは、その事実及び当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為の概要
- 四 当該候補者が過去五年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるときは、その事実(当該他の株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為の概要を含む。)
- 五 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していないものであるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものであることを示す事実
- 六 当該候補者が次のいずれかに該当するときは、その旨
- イ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者であること。
- ロ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去三年間に受けていたこと。
- ハ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。
- 二 過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者となつたことがあること。

- ホ 過去五年以上当該株式会社の社外取締役又は監査役となっていること。
- ヘ 過去二年間に当該株式会社が合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（へ及び第十四条第四項第六号ホにおいて「合併等」という。）により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を承継し、又は譲り受けた場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。
- 七 当該候補者と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容
- 八 前各号に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見
- 5 前項に規定する「社外取締役候補者」とは、次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう（以下この章において同じ。）
- 一 当該候補者が過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。
- 二 当該候補者が現に当該株式会社又はその子会社の業務執行者でないこと。
- 三 当該候補者を就任後業務を執行する取締役として選定する予定がないこと。
- 四 次のいずれかの要件に該当すること。
- イ 当該候補者を法第三百七十三条第一項第二号、第四百条第三項、第四百二十五条第一項第一号八又は第四百二十七条第一項の社外取締役であるものとする予定があること。
- ロ イに掲げるもののほか、当該候補者を社外取締役であるものとして計算書類、事業報告、株主総会参考書類その他株式会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。

[意見]

第4項第3号ないし第5号は再考を要する。

[理由]

第4項第3号では、特に期間制限をしないうで「当該候補者が在任中に」行われた事実等について概要を記載することとなっているが、これが次号と異なり当該株式会社に関するものであることを考慮に入れても、相当な期間制限をす

るのが適切である。

第4項第4号では、「不当な業務の執行」とはどのような行為を指すか不明確である。「法令に違反する事実」とは、具体的にはどこまでを含むのか不明確である。「在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるときは、その事実」を事業報告書に記載することを要請するが、「事実があるときは、その事実」とあるため、それは当該候補者の行った事実かそれ以外の他の役員等により行われた事実か明確でない。このような不明確な規定を一義的に明確な規定とするために、例えば、罰金以上の刑に処せられたことがあるか、取締役等としての善管注意義務違反に基づく損害賠償請求を受けたことがあるかなどの事実を平明に列挙するような規定の仕方を再考するべきである。また、他者の行為の監督義務違反をも記載させるのでは厳格に失すおそれがあり、厳格に失すときは、社外取締役の選任をさらに困難ならしめるおそれがあることも念頭に置くべきである。

第4項第5号と同2号との関係に疑問がある。第2号は形式的な要件該当性を、第5号は実質的な要件の該当性を記載せよとの趣旨であるならばそのように明確に規定するべきであろう。また、第5号で要求されている事実も不明確であり規定の仕方を再検討する必要がある。

(監査役の選任に関する議案)

第十四条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- 二 株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その要旨
- 三 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- 四 議案が法第三百四十三条第二項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨
- 五 法第三百四十五条第四項において準用する同条第一項の規定による監査役の意見があるときは、その要旨

2 前項に規定する場合において、株式会社が公開会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- 二 候補者が他の会社等を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）
- 三 候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、当該株式会社における地位及び担当

- 3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の会社の子会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 候補者が現に当該他の会社（当該他の会社の子会社（当該株式会社を除く。）を含む。以下この項において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の会社における地位及び担当
 - 二 候補者が過去五年間に当該他の会社の業務執行者であったときは、当該他の会社における地位及び担当
- 4 第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。
- 一 当該候補者が社外監査役候補者である旨
 - 二 当該候補者を社外監査役候補者とした理由
 - 三 当該候補者が現に当該株式会社の社外監査役（社外監査役候補者として選任されたもの及び社外監査役であるものとして登記されたものに限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があるときは、その事実及び当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為の概要
 - 四 当該候補者が過去五年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があるときは、その事実（当該他の株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為の概要を含む。）
 - 五 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していないものであるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものであることを示す事実
 - 六 当該候補者が次のいずれかに該当するときは、その旨
 - イ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者であること。
 - ロ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他
の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去三年間に受けていたこと

- 八 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。
- 二 過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。
- ホ 過去五年以上当該株式会社の監査役となっていること。
- ヘ 過去二年間に当該株式会社が合併等により他の株式会社の事業に関して有する権利義務を承継し、又は譲り受けた場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。
- 七 当該候補者と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容
- 八 前各号に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見
- 5 前項に規定する「社外監査役候補者」とは、次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。
- 一 当該候補者が過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。
- 二 次のいずれかの要件に該当すること。
- イ 当該候補者を法第三百三十五条第三項又は第四百二十七条第一項の社外監査役であるものとする予定があること。
- ロ イに掲げるもののほか、当該候補者を社外監査役であるものとして計算書類、事業報告、株主総会参考書類その他株式会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に記載し、又は記録する予定があること。

[意見]

第4項第3号ないし第5号は再考を要する。

[理由]

株主総会等に関する法務省令案第12条と同様である。

（事業譲渡等に係る契約の承認に関する議案）

第三十条 取締役が法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等に係る契約の承認に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、

次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該事業譲渡等を行う理由
- 二 当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要
- 三 当該契約に基づき当該株式会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要

[意見]

柱書きに「第468条第1項」との記載があるが、これは「第467条第1項」の誤記と思われる。

第三十一条 議案が株主の提出に係るものである場合には、株主総会参考書類には、議案が株主の提出に係るものである旨、議案に対する取締役（取締役会設置会社である場合にあっては、取締役会）の意見及び次に掲げる事項（当該事項が株主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（株式会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあっては、当該事項の要旨）を記載しなければならない。

- 一 株主が法第三百五条第一項の規定による請求に際して提案理由（当該提案理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案理由を除く。）を株式会社に対して通知したときは、当該理由
- 二 議案が取締役の選任に関するものである場合において、株主が法第三百五条第一項の規定による請求に際して第十二条に規定する事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を株式会社に対して通知したときは、その内容
- 三 議案が会計参与の選任に関するものである場合において、株主が法第三百五条第一項の規定による請求に際して第十三条に規定する事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を株式会社に対して通知したときは、その内容
- 四 議案が監査役の選任に関するものである場合において、株主が法第三百五条第一項の規定による請求に際して第十四条に規定する事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を株式会社に対して通知したときは、その内容
- 五 議案が会計監査人の選任に関するものである場合において、株主が

法第三百五条第一項の規定による請求に際して第十五条に規定する事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を株式会社に対して通知したときは、その内容

- 2 二以上の株主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、株主参考書類には、その議案及びこれに対する取締役（取締役会設置会社である場合にあっては、取締役会）の意見は、各別に記載することを要しない。ただし、二以上の株主から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。
- 3 二以上の株主から同一の趣旨の提案理由が提出されている場合には、株主参考書類には、その提案理由は、各別に記載することを要しない。

[意見]

第2項と第3項に各1カ所ずつ「株主参考書類」との記載があるが、これらは「株主総会参考書類」の誤記と思われる。

（賛否の記載がない場合の取扱い）

第三十三条 第三条第三号二に掲げる事項を定めた場合には、議決権行使書面には、前条第一項に規定する記載のない議決権行使書面が株式会社に提出されたときにおける各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容を記載しなければならない。

[意見]

「第3条第3号二に掲げる事項を定めた場合には、」を削除するべきである。

[理由]

株主総会等に関する法務省令案第3条第3号二と同様である。

（実質的に支配する可能性がある関係）

第三十九条 法第七十二条第一項に規定する法務省令で定める設立時株主は、成立後の株式会社（当該株式会社の子会社を含む。）が、当該成立後の株式会社の株主であるもの（会社（外国会社を含む。）組合等（民法に規定する組合、有限責任事業組合契約に関する法律に規定する有限責任事業組合その他組合に準ずるもの及び外国におけるこれらのものに相当するものをいう。）その他これらに準ずる事業体に限る。）

の議決権（法第三百八条第一項その他これに準ずる法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含む。）の総数の四分の一以上を有することとなる場合における当該成立後の株式会社の株主となる設立時株主であるもの（当該設立時株主であるもの以外の設立時株主が当該創立総会において議決権を行使することができない場合における当該設立時株主を除く。）とする。

[意見]

株主総会等に関する法務省令案第6条と同様である。

[理由]

株主総会等に関する法務省令案第6条と同様である。

3 株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案について

（取締役の責務）

第三条 取締役は、この省令に規定する事項を決定するに際しては、次に掲げる事項に留意するよう努めるものとする。

- 一 株主の利益の最大化の実現に寄与するものであること。
- 二 取締役その他の株式会社の業務を執行する者が法令及び定款を遵守し、かつ、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務及び忠実にその職務を行う義務を全うすることができるようなものであること。
- 三 株式会社の業務及び効率性の適正の確保に向けた株主又は会社の機関相互の適切な役割分担と連携を促すものであること。
- 四 株式会社の規模、事業の性質、機関の設計その他当該株式会社の個性及び特質を踏まえた必要、かつ、最適なものであること。
- 五 株式会社をめぐる利害関係者に不当な損害を与えないようなものであること。

[意見]

本条の規定についてはこの条項を法務省令で規定するかも含め、再考すべきである。

[理由]

本条本文は、「次に掲げる事項に留意するよう努めるものとする。」と規定し、これを努力義務と規定している。しかし、本省令での概要説明でもあり、第1号ないし第5号は基本的には法律で定められた善管注意義務及び忠実義務そのものないしその具現化した規定といえる。これを法務省令において努力義

務の程度に義務内容を低下して規定することは法律の授權の範囲を超えたことにならないか、疑問がある。

取締役の責務が株主利益最大化に寄与するものであるべきかどうかは、コーポレート・ガバナンスをどのように考えるかについての個別会社の価値判断によって相当差があり、必ずしも絶対的要素とはいえないものであるから、法務省令によってこの点に関する価値判断をリードすることは妥当性を欠く。従って、少なくとも第3条第1号は削除するべきである。

4 株式会社の監査に関する法務省令案について

(知識及び技術)

第四条 監査人(監査役、監査役会、会計監査人、監査委員及び監査委員会をいう。以下この章において同じ。)は、その職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

[意見]

この条項を法務省令で規定するかも含め、再考すべきである。

[理由]

本条は、監査人の努力義務を規定しているが、本条の規定をすることについての法律からの授權が存するか疑問がある。また、本来法の施行のための技術的細則を定める省令においてかかる努力義務を規定することの是非も再考する必要がある。

(独立性等)

第五条 監査人は、常に公正不偏の態度及び独立の立場を保持して、その職務を遂行しなければならない。

2 監査人は、正当な注意を払い、懐疑心を保持して、その職務を遂行しなければならない。

[意見]

この条項を法務省令で規定するかも含め、再考すべきである。

[理由]

本条の規定をすることについての法律からの授權が存するか疑問がある。加えて、第1項は監査人の独立的地位に関する努力規定と解しうるが、第2項は監査人の善管注意義務の内容を直接又は間接に規定するものと解することができるものであり、かかる規定が法務省令によって規定される

ことの是非を再考する必要がある。更に、監査人は「懐疑心を保持」して、その職務を遂行しなければならないという規定が文言として適切か極めて疑問である。

第十条 法第四百三十六条第一項及び第二項、第四百四十一条第二項並びに第四百四十四条第四項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものを除く。）については、この章の定めるところによる。

2 前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報とこれらの資料に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

[意見]

第2項については、その意味するところが明確でないおそれがあるほか、小規模の会社でも全て規定どおりに行えるかとの疑問がある。

[理由]

法第436条第1項は、監査役設置会社のうち、「監査役は監査の範囲が会計に関する者に限定する旨の定款の定めがある株式会社を含むが」、しかし「会計監査人設置会社を除く」とされ、必ずしも大規模な会社は想定されていないと思われる。

この場合、本条第2項に基づく監査は、「公認会計士法第2条第1項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報とこれらの資料に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。」まで要請される。しかしながら、公認会計士の監査をこれまで受けていなかった比較的小規模の会社（非上場の会社を含む。）において、その監査役に、「会計士法第2条第1項に規定する監査のほか、更に、計算関係書類に表示された情報とこれらの資料に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含む」監査の作業を要請するとした場合、実情において多くの会社においてそのような監査まで行うことが可能かとの問題がある。これまでの非上場会社の実情に照らし、大幅な負担を強いることになるとのおそれがある。

法第441条第2項において「監査役又は会計監査人・・・の監査を受けなければならない。」とされる場合において、会計監査人でなく監査役の監査を受ける場合も同様である。

(監査役の監査報告の内容)

第十一条 監査役（会計監査人設置会社の監査役を除く。以下この節において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監査の方法及びその内容
- 二 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 三 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 四 追記情報

2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項であって、監査役の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする（第十五条第一項第四号において同じ。）。

- 一 継続企業的前提（株式会社の計算に関する法務省令（平成十八年法務省令第 号）第六十九条に規定する継続企業的前提をいう。）に係る事項
- 二 正当な理由による会計方針の変更
- 三 重要な偶発事象
- 四 重要な後発事象

[意見]

第2項における「追記情報」において「正当な理由による会計方針の変更」は単に「会計方針の変更」とすべきではないか、再考を要する。

[理由]

第2項では「追記情報」として、「監査役の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項」を定めるとしているところ、そのうち「会計方針の変更」については、「正当な理由による」とされるが、会計方針の変更は基本的には会社の取締役会その他の執行機関で決定（選択）することが許容される限り、それは経営陣の判断といえる。そうである限りはその変更は「正当な理由による」場合に該当すると思われ、あえて「正当な理由による」と規定する必要性に乏しいと思われる。

5 株式会社の特別清算に関する法務省令案について

(書面による議決権行使の期限)

第六条 法第五百五十六条第二項に規定する法務省令で定める時は、第二

条第二号の特定の時とする。

[意見]

趣旨においては特に異論はないが誤植である。「第二条第二号の特定の時とする。」は、「第三条第二号の特定の時とする。」とすべきである。

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第七条 法第五百五十七条第一項に規定する法務省令で定める時は、第二条第三号イの特定の時とする。

[意見]

趣旨においては特に異論はないが誤植である。「第二条第三号イの特定の時とする。」は、「第三条第三号イの特定の時とする。」とすべきである。

(日本にある外国会社の財産についての清算)

第九条 第二条から前条までの規定は、その性質条許されないものを除き、法第八百二十二条第三項において準用する法第五百三十六條第一項第二号、第五百四十八条第一項第四号、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項、第五百五十六條第二項、第五百五十七條第一項並びに第五百六十一條の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。

[意見]

特に異論はない。ただし、「その性質条」は誤植であり、「その性質上」とすべきである。

6 持分会社に関する法務省令案について

(各事業年度に係る計算書類)

第十一条 法第六百十七條第二項に規定する法務省令で定めるものは、次の各号に掲げる持分会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 合名会社及び合資会社 当該合名会社及び合資会社が損益計算書、社員資本等変動計算書又は個別注記表の全部又は一部をこの章の規定に従い作成するものと定めた場合におけるこの章の規定に従い作成される損益計算書、社員資本等変動計算書又は個別注記表

二 合同会社 この章の規定に従い作成される損益計算書、社員資本等変動計算書及び個別注記表

2 各事業年度に係る計算書類の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあっては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六箇月）を超えることができない。

3 法第六百十七条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

[意見]

賛成する。但し、第1号の規定は表現を改め明確化を図るべきである。

[理由]

持分会社の計算書類が何であるかは、本規定により定められていることになっており、合同会社については、「この章の規定に従い作成される損益計算書、社員資本等変動計算書及び個別注記表」とされており、一義的に明確であるが、合資会社・合名会社については、「当該合名会社及び合資会社が損益計算書、社員資本等変動計算書又は個別注記表の全部又は一部をこの章の規定に従い作成するものと定めた場合における」という部分につき、旧商法32条同様に貸借対照表（法第617条第1項）と会計帳簿（法第615条第1項）のみ要求し、損益計算書その他の書類は任意の作成に任せる趣旨が一義的に明確でないし、また「作成するものと定めた」がどのように何において定めるかも明確でない。

7 組織再編行為に関する法務省令案について

（譲渡制限株式等）

第五十九条 法第七百八十三条第三項に規定する法務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める会社の取得条項付株式（当該取得条項付株式に係る法第百八条第二項第六号口の他の株式の種類が当該各号に定める会社の譲渡制限株式であるものに限る。）又は取得条項付新株予約権（当該取得条項付新株予約権に係る法第二百三十六条第一項第七号二の株式が当該イからニまでに定める会社の譲渡制限株式であるものに限る。）とする。

一 吸収合併をする場合 吸収合併存続株式会社

二 株式交換をする場合 株式交換完全親会社

- | | |
|-------------|-------------|
| 三 新設合併をする場合 | 新設合併設立株式会社 |
| 四 株式移転をする場合 | 株式移転設立完全親会社 |

[意見]

当該各号に定める会社と限定している点には疑問がある。また全部取得条項付株式又は全部取得条項付新株予約権を除外している理由が不明確である。

[理由]

附則第2項により合併等対価柔軟化の施行時期までに必要な見直しを行うとされているため確定的な意見が形成できないが、現時点においては次の点の趣旨が明らかでない。

その発行主体を第1号～第4号に定める会社限定している点につき以下の問題がある。

法第783条第3項例示の譲渡制限株式については発行主体が限定されていないことと均衡を失する。

第1号～第4号に定める会社の親会社の発行に係るものは除かれる結果となる。換言すれば、三角合併の場合は消滅会社の総会決議は特殊決議でなくてよいということになり、消滅会社等株主の保護に欠けるおそれがある。

省令委任にかかる財産を取得条項付株式・取得条項付新株予約権で対価が譲渡制限株式であるものに限定しているが、全部取得条項付株式又は全部取得条項付新株予約権との差は取得のトリガーの差にすぎない。取得の際の株主総会の特別決議は明らかに種類株主総会のそれとその時点及び株主の範囲共に異なるのであり、この決議の存在を理由とすることは出来ない。

(総資産の額)

第六十条 法第七百八十四条第三項に規定する法務省令で定める方法は、第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもって吸収分割株式会社の総資産額とする方法とする。

- 一 資本金の額
- 二 資本準備金の額
- 三 利益準備金の額
- 四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額
- 五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割株式会社の成立の日。以下この条において同じ。）において純資産の部に計上した額から株主資本及び新株予約権に係る額を減じて得た額

- 六 新株予約権の帳簿価額
- 七 最終事業年度の末日において負債の部に計上した額
- 八 最終事業年度の末日後に吸収合併、吸収分割による他の会社の事業に係る権利義務の承継又は他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部の譲受けをしたときは、これらの行為により承継した負債の額
- 九 自己株式及び自己新株予約権（法第二百五十五条第一項に規定する自己新株予約権をいう。以下同じ。）の帳簿価額の合計額

[意見]

本条は、会社法施行規則第88条ならびに本省令第78条と同様に「総資産」について定めるものであり（ただし、第88条と、本条および第78条では各号に規定する順番が異なっている。）会社法施行規則第88条において意見を述べたところと同様である。

（総資産の額）

第七十八条 法第八百五条に規定する法務省令で定める方法は、第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもって新設分割株式会社の総資産額とする方法とする。

- 一 資本金の額
- 二 資本準備金の額
- 三 利益準備金の額
- 四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額
- 五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割株式会社の成立の日。以下この条において同じ。）において純資産の部に計上した額から株主資本及び新株予約権に係る額を減じて得た額
- 六 新株予約権の帳簿価額
- 七 最終事業年度の末日において負債の部に計上した額
- 八 最終事業年度の末日後に吸収合併、吸収分割による他の会社の事業に係る権利義務の承継又は他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部の譲受けをしたときは、これらの行為により承継した負債の額
- 九 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

[意見]

会社法施行規則第88条および本省令第60条と同様の規定であり、会社法施行規則第88条において述べたとおりである。